

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年11月4日 06時50分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港西防波堤灯台から真方位276° 1,450m付近 (概位 北緯34° 20.7' 東経132° 26.3')
事故の概要	コンテナ船 ^{リフレクション} REFLECTIONは、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 REFLECTION（バハマ国籍）、9,443トン 9291339（IMO番号）、CONTINENT MARITIME S.A.
乗組員等に関する情報	船長（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（バハマ国発給）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 岸壁 コンクリートに欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか16人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組み、広島港第3区出島岸壁（以下「本件岸壁」という。）に入船で右舷着けする目的で減速しながら接近した。 本船は、船長がバウスラストを左一杯としながら、前進行きあしを制御するつもりで主機を微速力後進としたものの船尾からの潮流によって圧流されて前進行きあしが止まらず、右舷船首部が本件岸壁に衝突した。
分析	本船は、着岸作業中、船尾からの潮流によって圧流されたことから、船長が主機を後進としたものの前進行きあしを制御することができず、右舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着岸作業中、船尾からの潮流によって圧流されたため、船長が主機を後進としたものの前進行きあしを制御することができず、右舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業時には、潮流の影響を考慮し、余裕のある時機に前進行きあしを制御すること。